

京都市告示第 56 / 号

堺市を近畿宝くじ事務協議会に加えるとともに、近畿宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼 兼

近畿宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加え、これに伴い近畿宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「大阪市」の下に「，堺市」を加える。

第6条中「9人」を「10人」に改める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

（理財局財務部主計課）